

堺情審第20-2-2号
(答申第104号)
令和3年11月30日

堺市長 永藤 英機 様

堺市情報公開審査会
会長 坂本 団

諮問に対する答申

令和3年2月26日付け健福総第2345号により諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

審査案件	公開請求に対する非公開決定処分を不服とする審査請求事案に係る審査
対象公文書	①令和2年4月23日付「苦情申立書（ 開設当初からの設備的不備）」に対する調査及び処理結果を記した「回答書」 ②令和2年4月23日付「苦情申立書（不当な加算：入浴介助加算）」に対する調査及び処理結果を記した「回答書」 ③令和2年4月23日付「苦情申立書（不当な加算：個別機能訓練（Ⅰ）（Ⅱ）」に対する調査及び処理結果を記した「回答書」 ④令和2年5月11日付「苦情申立書（中高度者ケア体制加算）」に対する調査及び処理結果を記した「回答書」
実施機関 (処分庁)	堺市長（健康福祉局 長寿社会部 介護事業者課）
諮問実施機関 (審査庁)	堺市長（健康福祉局 生活福祉部 健康福祉総務課）

答 申

第1 審査会の結論

令和3年2月26日付けで諮問のあった以下の①～④について、堺市長（以下「実施機関」という。）が行った非公開（不存在）決定は妥当である。

- ①令和2年4月23日付「苦情申立書（ 開設当初からの設備的不備）」に対する調査及び処理結果を記した「回答書」（以下「事案①」という。）
- ②令和2年4月23日付「苦情申立書（不当な加算：入浴介助加算）」に対する調査及び処理結果を記した「回答書」（以下「事案②」という。）
- ③令和2年4月23日付「苦情申立書（不当な加算：個別機能訓練（Ⅰ）（Ⅱ）」に対する調査及び処理結果を記した「回答書」（以下「事案③」という。）
- ④令和2年5月11日付「苦情申立書（中高度者ケア体制加算）」に対する調査及び処理結果を記した「回答書」（以下「事案④」という。）

第2 審査請求の経過

1 審査請求人は、令和2年6月29日、堺市情報公開条例（以下「条例」という。）6条1項の規定により、実施機関に対して事案①から事案③の公開請求（以下「本件請求1」という。）をした。

また、令和2年7月15日、条例6条1項の規定により、実施機関に対して事案④の公開請求（以下「本件請求2」という。）をした。

2 実施機関は、本件請求1に対し、令和2年7月13日、本件請求に係る文書については保有（作成）していないとして非公開決定（以下「本件処分1」という。）を行い、審査請求人に通知した。

また、本件請求2に対し、令和2年7月27日、本件請求に係る文書については保有（作成）していないとして非公開決定（以下「本件処分2」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求人は、令和2年7月31日、本件処分1に対し、その決定を不服として、行政不服審査法2条の規定により審査請求を行った。

また、令和2年8月12日、本件処分2に対し、その決定を不服として、行政不服審査法2条の規定により審査請求を行った。

第3 審査請求の趣旨（本件処分1及び2共通）

審査請求に係る処分を取消し、対象文書を開示するよう求めます。

【事案③に関する主張】

本事案の個別機能訓練(Ⅰ)は、計画書を偽造し、訓練未実施にも拘らず虚偽記載し、加算を請求し不法領得した問題で、未だ返金されていません。

もう一つは、個別機能訓練(Ⅰ)(Ⅱ)共通の、平成27年度の追加算定要件「居宅訪問に基づく訓練計画の作成と、その後3月毎に1回以上の居宅訪問と訓練内容の見直し」を満たしていないにも拘わらず加算している問題です。

いずれも[]利用者全員にかかわる問題で、介護事業者課が動かない筈はなく、万一、動かなかつたら、利用者の権利侵害を幫助している等しい。

いずれにしても、公文書の在り方の議論を通して、介護事業者課の「仕事の標準化・見える化」を深化させることは、保険者・被保険者にとって有益です。

【事案④に関する主張】

本事案は、[]利用者全員に係る、介護報酬の不正請求という重大性もさることながら、手続き的には、「苦情申立書」を介護事業者課と[]に同時に提出し、[]から「介護事業者課で処理するよう頼んだので、苦情申立書はとりあえず返却する」と連絡のあった日くつきのもので、よもや介護事業者課が処理しないと考えられません。

6月5日の「回答書は作成しない。口頭で説明する」が本心で、本当に回答書を作成していないのであれば、情報公開制度に対する重大な挑戦です。

いずれにしても、「文書隠ぺい」か「公文書の適時・適正な作成違反」の選択であるが、審議を通して、堺市情報公開制度の形骸化の防止と、介護事業者課の改革を図ることは、堺市の介護保険行政の適正化・効率化にとって有益です。

第5 実施機関の主張

【事案①に関する主張】

当該事業所の設備的不備については、令和元年5月30日付「平成31年4月1日付「[]の相談室の是非を問う」につきまして(回答)」及び令和元年6月14日付「令和元年6月5日付「再回答の申し入れ」に対する回答について」にて事業所に対して指導を行った旨を文書により回答している。

従業員の勤務体制等の未揭示については、既に事業所に対し電話にて指導を行っており、その旨を令和元年9月10日に口頭で回答している。

4月23日付苦情申立書([]開設当初からの設備的不備)において述べる「保健所の通知にゆえられない加湿能力」については、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」に湿度に関する定めは無く、当課の指導権限の範囲外である。

【事案②に関する主張】

通所介護入浴介助加算の基準は「入浴介助を適切に行うことができる人員及び

設備を有して行われる入浴介助」とされている。審査請求人は、「通所介護の人員基準を満たしていない上に加算を算定している。」としているが、人員基準の計算が審査請求人独自のものであり、指導するための根拠としては乏しく調査や指導対象の事案には至らない。

【事案③に関する主張】

個別機能訓練加算の算定要件確認には事業所の「①勤務実績表②サービス提供記録票③請求状況の分かる資料」が必要となるが、示されておらず指導するための根拠としては乏しく調査や指導対象の事案には至らない。

【事案①から③共通箇所】

審査請求人は「文書隠ぺい」「苦情申立書と回答書は一对のものであり回答書の作成及び申立人への通知がなければ事案は終了しない」の2点を主張するが、その都度、口頭や文書による回答を行っており、苦情内容について行政当局としての見解を示さなかった事案は無い。

苦情申立書と回答書が一对のものとする審査請求人の見解については、市民等の文書照会に対して文書回答を義務付ける法的な根拠は無く、苦情内容については、電話や口頭による回答で目的を達成できると判断している。

【事案④に関する主張】

通所介護中重度者ケア体制加算の基準は「指定居宅サービス等基準第93条第1項第二号又は第三号に規定する員数に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算方法で2以上確保していること」「指定通所介護事業所における前年度又は算定日が属する月の前3月間の利用者の総数のうち、要介護状態区分が要介護3、要介護4又は要介護5である者の占める割合が100分の30以上であること」「指定通所介護を行う時間帯を通じて、専ら当該指定通所介護の提供に当たる看護職員を1名以上配置していること」とされている。

審査請求人は、「中高度者ケア体制加算の要件として、介護職員又は看護職員について、指定人員に加えて常勤換算方法で2以上の追加配置を規定しているが、介護職員は指定人員さえ満たせず、看護職員の加配もパート0.7人で、要件をクリアしていない」としているが、独自の見解であり、基準違反であるとは認められない。

以上の経緯により、審査請求人が開示を求める本件公文書については、作成を行っておらず保有していない。

【事案①から④共通】

本件4件の苦情申立書について、電話（令和2年6月8日）にて文書による回答は行わない旨説明している。

第6 審査会の判断理由

1 本件処分1及び2の妥当性について

本件請求に係る文書は、令和2年4月23日及び同年5月11日付で実施機関に提出された「苦情申立書」（以下「本件申立書」という。）に対する「回答書」である。

審査請求人は、「苦情申立書」と「回答書」は一对のものであるから「回答書」が作成されないのは問題であると主張する。また、反論書等において、本件処分に係る非公開決定通知書に記載された「作成していないため」という不存理由は、理由付記として十分に具体的な内容ではないと主張する。

実施機関は、本件申立書の内容について、過去に口頭や文書により回答していることから、再度の文書による回答は必要ないと判断したため、「回答書」の作成を行っていないと主張する。

そこで、当審査会では、「回答書」が作成されなかった経緯を調べるため、実施機関が本件の対応について記録した「情報提供等記録票」の見分を行った。この「情報提供等記録票」とは、介護事業所からの利用者に関する相談や、従業者や利用者からの不正や虐待通報などについて記録するものである。

これによると、実施機関の主張にあるような対応が行われ、本件申立書のうち事案①から③に係る申立書に対しては文書による回答を行わない旨を伝えたことが認められる。また、事案④に係る申立書についても同様の対応が行われたことが、一連の経過から見て明らかである。

実施機関が文書回答を行わないことについて審査請求人は、「苦情申立書」と「回答書」は一对のものであると主張するが、市民等からの苦情申立に対して文書回答を義務付ける法的な根拠は存在しない。

これらのことから、本件申立書への「回答書」を作成していないとの実施機関の主張に特段不合理な点は認められない。よって、本件処分に係る決定通知書に記載された「作成していないため」という理由付記が不十分であるとは言えない。

したがって、実施機関が行った本件処分1及び2は妥当である。

2 以上の理由により、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(参考)

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和3年 2月26日	諮問書の受理
令和3年 3月26日	審 議
令和3年 6月18日	審 議
令和3年 7月 7日	審 議
令和3年10月22日	審 議
令和3年11月25日	審 議
令和3年11月30日	答 申

堺市情報公開審査会委員(R3. 7. 1～)

氏名	役職	備考
坂本 団	弁護士	会長
豊永 泰雄	弁護士	会長職務代理者
石橋 章市朗	関西大学法学部教授	
阪井 千鶴子	弁護士	
高木 佐知子	大阪府立大学大学院 人間社会システム科学研究科教授	

堺市情報公開審査会委員(～R3. 6. 30)

氏名	役職	備考
赤津 加奈美	弁護士	会長
坂本 団	弁護士	会長職務代理者
石橋 章市朗	関西大学法学部教授	
高木 佐知子	大阪府立大学大学院 人間社会システム科学研究科教授	
高瀬 久美子	弁護士	